

川崎市立多摩病院運営連絡会議設置要綱

（目的及び設置）

第1条 川崎市立多摩病院（以下「病院」という。）の管理運営に関し、病院の設置者である本市及び病院の管理を行う指定管理者が協議及び意見交換（以下「協議等」という。）を行うため、川崎市立多摩病院運営連絡会議（以下「運営連絡会議」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 運営連絡会議は、次に掲げる事項について、協議等を行う。

- （1）川崎市立多摩病院の管理運営に関する基本協定第12条に定める指定管理業務の履行に関すること。
- （2）その他病院の運営管理に関すること。

（組織）

第3条 運営連絡会議は、別表の職にある者をもって構成する。

（会議）

第4条 運営連絡会議は、病院事業管理者が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 病院事業管理者に事故あるときは、病院局長がその職務を代理する。

（関係者の出席）

第5条 運営連絡会議は、協議等のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第6条 運営連絡会議の庶務は、川崎市病院局経営企画室において処理する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、運営連絡会議の運営に関し必要な事項は、運営連絡会議において定める。

附 則

この要綱は、平成２６年７月１日から施行する。

別 表（第３条関係）

名 称	(補) 職 名
本 市	病院事業管理者
	病院局長
	病院局総務部長
	病院局総務部庶務課長
	病院局経営企画室長
	病院局経営企画室担当課長〔経営企画〕
	病院局経営企画室担当課長〔多摩病院運営管理〕
指定管理者	多摩病院院長
	多摩病院副院長
	多摩病院事務部部長
	多摩病院事務部次長